

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第28回）議事概要

1 日時

平成23年11月30日（水）午後3時から午後5時25分まで

2 場所

札幌地方裁判所別館4階共用会議室

3 出席者

（委員）石田悦啓，伊藤俊行，宇賀治努，岡田美知子，河道前伸子，佐久間邦夫，猿田史典，柴山千里，曾野裕夫，高田博嗣，田中貴文，渡辺康（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所民事首席書記官小島祥吾，同刑事首席書記官菅野晶子，札幌簡易裁判所首席書記官玉置孝幸，

（庶務）甲斐裕司，梅木秀剛，加藤博之，土屋賢吾，北憲一郎

4 議事トピックス

- (1) 札幌簡易裁判所の調停室，申立人・相手方待合室を見学後，民事調停の現状を札幌簡裁首席書記官から説明しました。
 - (2) 岡田委員から民事調停の魅力，印象に残った事件等，調停委員からみた今後の民事調停についてのプレゼンテーションをいただいた上で，「民事調停の活用」について意見交換しました。
 - (3) 次回委員会は，「裁判所の広報」というテーマの下，検察庁や弁護士会の広報活動等について当該委員から紹介してもらい，国民に裁判手続等を知ってもらうための方策などについて協議する予定になりました。
- （議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :説明者, :庶務と表示)

(1) 新委員の自己紹介

新たに委員となった8名の方から自己紹介があった。

(2) 委員長選挙

協議に先立ちまして、地裁委員会の委員長を決めたいと思います。前期委員長であった札幌地方裁判所長の齋藤委員及び前期委員長代理であった北海道大学教授の吉田委員のいずれも退任しており、現在は委員長、委員長代理とも不在の状態です。

新委員長が互選されるまでの議事進行を、庶務が行うことでよろしいですか。

(各委員から特段の反対意見は出なかった。)

地裁委員会の委員長は、委員の互選により選任することになっていますが、どなたか立候補または推薦がありますか。

参考までに、地裁委員会は8月1日から第5期に入っておりますが、第1期から第4期までは札幌地方裁判所長が委員長となっております。

庶務との関係もありますので、札幌地裁の佐久間委員にお願いすることによろしいのではありませんか。

(他の委員からも佐久間委員が委員長になることに反対意見はなかった。)

それでは、新委員長は佐久間委員にお願いすることにします。

(3) 調停室見学

今回の協議テーマは、予めお知らせしていたとおり、「民事調停の活用」、
「その他」の2点でございまして、現時点では「その他」のテーマの御発案はいただいております。本協議テーマの「民事調停の活用」について協議していただく上で、実際に調停がどのような場所で行われているのか見ていただき、協議の参考にさせていただきたいと思います。

(委員全員で、札幌地方裁判所別館5階の調停室、申立人・相手方待合室を見学した。)

(4) 民事調停の現状について

争いごとのある当事者が、信頼できる第三者の仲介により話し合い、合意を成立させて紛争を解決する方法は、普遍的なものであり、いつの時代にも行われてきたことですが、調停制度は、裁判所の手続の一つとして設けられているということが特色となっています。私たちの権利義務の多くは、自分の意思で、内容を変更することや処分をすることができます。当事者は紛争解決の内容を自由に決めることができ、調停手続は当事者の合意を基礎としますので、紛争の実情に即した解決を図ることが可能となります。

民事の紛争は、必ずしも法的な利害や経済的な利害の対立から生じるものではなく、感情的な対立や、反目から生じることもあります。調停では、合意の成立に向けて当事者が話し合いを行うことで手続が進んでいきますので、単に経済的な利害の調整だけではなく、双方の人間関係の調整も同時に達成することができます。

調停手続は、十分な法律知識を持っていなくても、自分で申立てをして、手続を進めて行くことができます。

申立費用については、例えば10万円を返して欲しいという場合に、訴訟では1000円の手数料となりますが、調停ではその半額の500円となっています。

調停の手続は非公開で、調停の記録を見ることができる人も当事者と利害関係人に限られています。また、調停に関与した調停委員等には守秘義務がありますので、当事者が気兼ねなく話し合いを行える手続となっています。

裁判官や民事調停官は法律の専門家として、調停委員は社会において幅広い経験と知識を有する一般市民の立場から、調停の運営に関わります。

札幌地方裁判所、札幌簡易裁判所に所属する民事調停委員は135人で、職業別員数と年齢別構成は別紙1「民事調停委員数(23.4.1 現在)」のとおりとなっています。

調停についても裁判所の手続ですから、調書に合意の内容が記載された調停調書には判決と同様の効力が与えられ、合意の内容によっては、相手方に対して強制執行ができる効力も与えられています。

民事調停は、当事者の申立てによって開始します。裁判所は、調停の申立てがあると、裁判官又は調停官1人と調停委員2人以上の調停委員会を構成し、調停期日(調停を行う日)を定め、双方の当事者に通知(呼出し)をします。

調停期日では、調停委員会が、出頭した当事者から、紛争の実情を聴取し、事実を確定するために必要があるときは、土地や建物の状況を見聞するなどの事実の調査を行ったりした上で、解決案を提示し、当事者の自発的な意思により合意ができるよう調整します。その結果、合意ができれば調停成立となります。当事者間に合意ができているが一方の当事者が裁判所に出頭していない場合や、調停委員会が条理を尽くして説得しても、わずかな意見の相違で合意による調停成立が見込めないときは、民事調停法17条による調停に代わる決定をする場合があります。調停に代わる決定をすることも不相当であるという場合には、調停不成立とすることになります。なお、調停に代わる決定は、異議がなく確定したときは、裁判上の和解と同一の効力を持つこととなります。

次に、調停事件の統計的な推移についてご説明します。

(表1から表5の説明を行った。)

調停に代わる決定がされる場面について、説明してください。

消費者金融に支払いすぎた利息の返還を求める過払金返還請求という事件があるのですが、調停に代わる決定を行う事件の多くは、過払金返還請求事件です。

調停手続は、結局不成立で終わるのではないかという意見が出ています。調停手続がもっと成立しているのであれば宣伝もできるのではないかと思います。

相手方が出頭しなかった場合、調停事件を1回目で不成立にするのではなく、2回目も呼出しをしてみるという運用も始めています。過払金返還請求事件を除く一般調停事件では、成立率は50%を超えていると思います。

(5) 岡田委員のプレゼンテーション

まず、民事調停の魅力についてお話しします。民事調停は、費用が安く、簡単に申立てができますし、非公開手続で当事者の心の中にある思いをじっくりと聴いて、互譲の精神で譲り合いながら成立に向かいます。

家庭内の紛争や親戚、家族などの内輪もめの事件も多くあり、そこで守秘義務がある調停委員にじっくり話を聞いてもらうという人が最近は特に多いと感じています。

調停が成立すると、確定判決と同一の効力を有する調停調書が作成されますが、これは民間のADRと違って一番の魅力であると思います。

調停委員は、当事者が納得する解決を目指しています。そのため調停委員個々人でも質の向上や実務経験の向上を目指しておりますし、裁判所からもケース研究会などで勉強をする機会を与えられています。また、調停委員同士で組織する調停協会でも、テーマを決めて2か月に1回の割合で自主研修を行っています。

取り扱う事件は、刑事と家事事件以外のほとんどが対象です。多重債務者が債務弁済協定を求める調停事件が数多く申し立てられた時代には、利息計算をし直す作業が大変でした。多重債務者一人で10件以上申し立てることも珍しくありませんでしたから、調停委員は、午前10時から午後5時までびっしりと事件が入っていることもありました。平成15年がピークで、その後はだんだん減ってきました。

一般的な調停事件としては、金銭の貸し借りが多いと思います。土地建物を巡る調停では、賃料の増減、建物明渡しや原状回復の事件がありますし、交通事故の調停では、過失割合、損害賠償額を争う事件があります。昨今のように景気が悪いと、休業損害を過大に要求されているとして、損害賠償を打ち切りたいという事件も係属することがあります。

隣近所の紛争では、隣の家から雪が落ちてきたとか、境界の争い、通行権についての争いなど様々です。さらには、精神的損害に対する慰謝料を請求する事件や、医療

過誤の事件などもあります。

印象に残った事件としては、現地で調停を行った事例や、不倫事件の調停などがありました。

現地で調停をした事例は、申立人が中古住宅を購入後、建物が傾いていることが判明し、買主である申立人が売主の瑕疵担保責任と仲介業者の善管注意義務違反を指摘し、売買価格の減額と精神的苦痛に対する慰謝料を請求した事例です。

この事件では、実際に家が傾いているかどうかを直接見たり、機器による検査で確認しました。その結果、実際に家が傾いていることが判明し、その傾きを直すのにどの程度費用を要するかに争点が絞られました。その後申立人が提示した見積書の金額が妥当なものかを判断するために建築専門の調停委員に検討してもらい、適正な金額についての意見をもらい、それを前提に当事者双方とも話し合いを続けた結果、調停が成立しました。この調停では、現地調停を行ったことと専門家調停委員の意見を聴いた上で損害額を提示できたことが、調停成立に大きく役に立った事例です。

不倫の事例は、申立人である妻が、夫の不倫相手の女性を相手方に慰謝料を請求した事例です。

この事件では、当事者双方に代理人が付き、話し合いを重ねましたが、なかなか金額に折り合いがつきませんでした。最終的には5回の調停期日を重ね、相手方が解決金を支払うことで調停が成立しました。この事件は、常に裁判官と三人で協議しながら調停を進めた事件です。

この種の事件を担当するに当たっては、特に、相調停委員と事前の打ち合わせをしておく必要があると感じました。

調停委員として心がけているのは、当事者の方の緊張をほぐすような、なごやかな雰囲気を作ること、先入観を持たないで当事者に公平に接すること、聞き上手になることなどです。

社会情勢が変わって、紛争も以前とは違った形となり、複雑化していますが、日頃から研さんを積み、社会情勢にじっくりと目を向けて、国民のニーズにあった調停を目指したいと思います。

調停制度を利用する人のタイプも様々なので、紛争の問題点を的確に聞き出して、うまく合意に導くという調停の技法も必要となると思います。この技法は、先輩調停委員との意見交換や、裁判官と話をすることで、身についてくるものだと思います。

市民から親しみを持って気軽に調停を申し立ててもらえるように、広報PRが必要だと思いますが、裁判所ではPRの方法が限られているのが現状です。調停協会では無料調停相談会を毎年実施しており、この相談会について、新聞に載せてもらったり、

テレビ，ラジオ，市の広報紙，回覧板，ホームページやポスター，チラシなど，ありとあらゆるPRに努めています。これは，無料調停相談会のPRをすることが，調停制度自体の広報につながると思うからです。調停委員も一生懸命努力しており，さらに調停制度の広報活動をしたいと考えています。

本日は皆さまからの色々な御意見を聴かせていただきたいと思います。

(6) 協議

地方裁判所委員会なのに，簡易裁判所の事件を議題にするのですか。また，簡易裁判所の調停室が地方裁判所の建物にあるのですね。

地方裁判所と簡易裁判所は別の裁判所ではあるのですが，上級審である札幌地方裁判所の管轄内に各簡易裁判所が配置されているという関係にあるため，当庁の地方裁判所委員会の議題にしています。また，調停室が地方裁判所の建物内にあるのは，大通西12丁目にある札幌簡易裁判所の建物に調停室が物理的に入らないためです。

家賃の問題やアパートやマンションの賃貸借契約，原状回復の問題は，家を買うとか賃貸借関係を結ぶときに悩んでしまうことがあるので，調停制度があることを知っているだけで違うかもしれません。例えば，不動産会社に調停手続のチラシなどがあるといいかもしれないと思いました。

特に若い方は，家賃のことなどよく分からないで不利益を被るかもしれないので，もっと制度を活用してもいいのかと思いました。例えば，大学であれば生協などにチラシなどを置いてみるのもいいかもしれません。調停手続は，新社会人が知っておく必要があるかもしれません。

原状回復の事件については，国土交通省がガイドラインを出しており，これが非常に役に立っています。

家の壁の塗装や中古住宅を買った，ネットで商品を買ったなど，大きな買い物をしてトラブルになったときに，調停制度はいいと思いました。私は，公的な機関が紛争解決をしていく調停という制度はあまり知りませんでした。PRがあれば，悩んでいる人も解決に持っていけるかもしれません。

かなりの件数の商事調停がありますが，これは，紛争内容が複雑な商取引についても調停で解決するようになってきているということでしょうか。私が民事調停に持っていたイメージとは違います。

商事調停も増えてきています。よくある例としては，スナックのカラオケについて，日本音楽著作権協会から使用料の請求があります。

商事調停をやっていると聞いて，私は商取引上の紛争が調停で解決されるとは思っていませんでした。家賃を巡る紛争は，商法上の取引紛争が圧倒的に多いと思います。

調停になじむ事件と訴訟になじむ事件があると思います。

調停委員は、紛争に入れ込むようなところがあるかもしれませんが、裁判官はある程度機械的に行う部分があるのかと思います。紛争の中には、調停委員の行動様式を必要としない紛争があると思います。また、民間のADRとの棲み分けもこれからは重要になってくると思います。

労働事件関係のADRは順調です。私は、民事調停の件数がこれほど少ないとは、今日の説明を聞くまで知りませんでした。過払金返還請求訴訟を行うときに、裁判所からはさりげなく調停手続の利用を促されたことがありましたが、調停手続を利用していませんでした。調停委員には、大変難しい問題を抱えている当事者の話をじっくり聞いてもらえるので、訴訟では白黒を付けなければならないのと違い、調停手続は使い勝手が良いです。調停の事件数が減っているというのであれば、もっとPRをした方が良いのではないかと思います。弁護士会でもADRを立ち上げており、労働審判関係のADRは増えつつありますが、私の知っている範囲では、建築、医療のADRはまったく低調であります。昔からある交通事故紛争センターは、今でもそこそこの件数があります。このように弁護士会でもADRは立ち上げており、もちろんPRもしてはいますが、旗を振った割には、効果がそうでもない感じです。

法的にトラブルが発生したときに、法テラスに相談をする、専門家に相談してみる、裁判所の調停を利用するなど、市民の方々の意識を変えて行く必要があると思いました。

平成15年から事件数が減少した理由の一つとして、司法書士も任意整理などで紛争を解決できるようになったことが挙げられます。司法書士法が改正され、140万円の範囲で、司法書士にも訴訟代理権が付与され、司法書士が任意整理など裁判外で紛争を解決できるようになったとの声があります。調停手続ですと、債務が残る案件については、債務名義が作成され、強制執行の恐れがあることが債務者にとってはデメリットですので、任意整理で解決を図るということになります。全国的な数でも任意整理の件数が増えています。

任意整理で処理をして、債務名義を作らないのは、債権者にとってはデメリットですが、今後も任意整理で解決を図ろうとする人が増えると、債務名義が作成される調停手続は、利用数が減少するということですか。

過払金の関係では、今後とも調停を利用する人がいると思いますし、過払金以外の金銭の回収についても、調停手続を利用する人がいると思います。

市民の声を聞く課は、札幌市が政令指定都市になる前からある課です。市民の市政に関する声を聞き、担当部局につなぐのが私たちの役目です。場所は、札幌市役所の

1階にあり、市政以外の相談も弁護士や司法書士に受けてもらっています。弁護士会から毎日2人きてもらっており、午後から16人の相談を受けてもらい、相談時間は20分で、約90%以上の稼働率です。

地方裁判所委員会とは、地方裁判所の運営に関する話をするとところだと聞いていましたので、耳の痛い話もしますが、私はどうも裁判には時間が掛かるというイメージを持っています。「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」のリーフレットにも、全体の80%以上が3か月以内に解決されていると書かれていますが、市民感覚だと、3か月は長すぎるという印象です。

仮に調停手続をPRするにしても、この点がポイントだと思います。市民の声を聞く課に来られる方にも、色々な相談の方がおりますが、自己主張をする方々は自分の問題を早く解決して欲しいという意識が強いです。調停制度をPRするにしても3か月以内、平均二、三回で終了するというのは、特段早いという感じを受けません。先ほどの話では、現地に行って調停をする例もあるようなので、学生さんなどは、時間がないのではと思います。

どのくらいの期間であれば適当だと思いますか。

感覚としては、1か月以内でしょうか。

調停事件が3か月以内に解決しますというのは、短いとは言えないと思います。新聞でも調停事件の記事を年一、二回取り上げています。例えばアパートの原状回復の特集を取り上げたりしていますが、具体例を挙げなければ記事として書けません。読者に読まれるためには、具体例を取り上げて記事を書くことが必要で、それができればPRになると思います。具体例を挙げるのが難しいというのであれば、北海道の例ではなく、本州の例を使うということでもいいと思います。

弁護士会や司法書士会は、色々な場所で宣伝ができ、マスコミを利用してPRも宣伝できますが、私たちが現段階でできることは、無料調停相談会を行いますというPRぐらいです。そこで、この機会にみなさまにどのようなPR方法があるかぜひお聞きしたいのです。

テレビ等で宣伝しているのは、特定の弁護士だと思いますが。

いわゆるスポットで宣伝をしている弁護士はいると思います。

新聞に、弁護士さんの手がけた事件の記事が載ることがありますが、調停の話もある程度記事にすることができないのでしょうか。以前新聞社出身の地方裁判所委員の方とお話をさせていただいたときに、具体例があれば、おもしろい記事が書けると思っていますとおっしゃっていただいたのが強く印象に残っています。

調停事件の推移について、全体の数字が下がった理由は为什么呢。

表3は特定調停事件を除いた事件数ですが、札幌簡易裁判所では、平成15年や平成16年と比較すると平成22年はむしろ増加しています。これは調停事件が、消費者金融をめぐる問題に利用されたためなのかもしれませんが、全体として事件が減っている点について、調停手続が使い勝手が悪いのか、分析する必要があるのではないのでしょうか。

調停は、必要な手続であると思います。ただ、調停事件が減った分は、どうなったのかが気になりました。調停事件は昔からあり、減っているという印象はなかったのですが、事件が減っているのであれば、どの手続に流れているか確認し、仮に民事調停よりそちらの手続がよいとなれば、そちらにシフトしていくことになるので、民事調停の利用についても考えた方がよいと思います。

弁護士会の印象としては、一般民事調停が減っているという数字がありますが、紛争はあり、複雑な事件が増えているはずなのに、調停事件は増えていない、ADRも低調となると、事件は、他のところ、例えば行政書士に流れているという印象がある。

司法書士会でも、貸金業法が改正になり、相談数が増えるのではないかとということで注目していましたが、なかなか増えず、事件はどこへ行ったのかと考えました。おそらく、個々の司法書士が、裁判所の手続前に紛争解決を図っているのではないかと思います。行政書士の中には、債務整理の広告をしている方もいますので、債務整理をする人がそちらに流れていると言えるのかもしれません。

表3を見る限り、平成12年から事件数が減っています。平成8年から平成11年までは、多重債務者の債務弁済に関する事件を一般調停事件として行っていました。平成12年2月から特定調停に関する法律が施行されたことで、多重債務者の方は特定調停の申立てを行うようになりました。その結果、平成12年から調停事件は減少しているように見られますが、多重債務者の事件を除いた数字を比較すると、平成8年以前の件数と、現在の件数はさほど変動はありません。

そうすると、あまり事件数に変動はないといえるのですか。事件が増えていないのは、平和ということでしょうか。

被害者や被疑者から話を聞くと、損害賠償、貸金のトラブルを持っている人が多いと感じます。調停制度を説明すると、弁護士費用などで金がかかるのでしょうかという質問がされ、自分ではできないと思っている被疑者がいる。調停の話をして、被疑者が申立てをして、示談交渉などを公的機関で解決することは良いことだと思いました。

今のような問題を抱えている被告人に、簡易裁判所の窓口で相談してくださいと言えば、相談に応じてくれるのですね。

簡易裁判所の手続案内センターで手続案内をすることになります。今でも手続の流れがわかるDVDなどを簡裁のロビーで流していますが、これは、裁判所に来た方にはいいのですが、来ない人には見ていただけない。何かアイデアはありませんか。

簡裁と弁護士会の協議会などを通じて、色々PRをすることが考えられます。特に若い弁護士は、あまり調停手続を知らないかも知れませんが、PRしていくことが良いかもしれません。

広報さっぽろに載ると、かなりの相談件数が増えます。

広報さっぽろは市の主催事業や共催事業でないと掲載できませんので、広報としては難しいと言えます。

最後に何か、広報活動としての意見がありますか。

裁判所になかなか足を踏み入れる人が少ないと思いますので、パンフレットなどに、具体的な例などを記載し、細かい説明書などを入れて、市役所や区役所、地方の消費生活センターに配布するなどしたらよいと思います。

(7) 委員長代理の互選

地方裁判所委員会規則では、委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理するとありますので、今回代理を指名したいと思います。

前例にならい、北海道大学の曾野委員にお願いしたいのですが。

お受けいたします。

(8) 次回のテーマについて

裁判所でも、様々な広報活動を行っていますが、弁護士会ではジュニアロースクールなどの企画を行っていると聞いていますし、その他の委員の経験も参考になると思います。そこで、次回のテーマは、それぞれの立場で、裁判所の広報という点を考えてもらうというのはどうでしょうか。

弁護士会としても、何か提案できるか検討したいと思います。

次回は「裁判所の広報」というテーマで御議論いただく予定にします。

(9) 次回の予定について

次回は、平成24年5月23日午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。

(別紙1)

民事調停委員数(23.4.1現在)

1 総数

札簡	135
----	-----

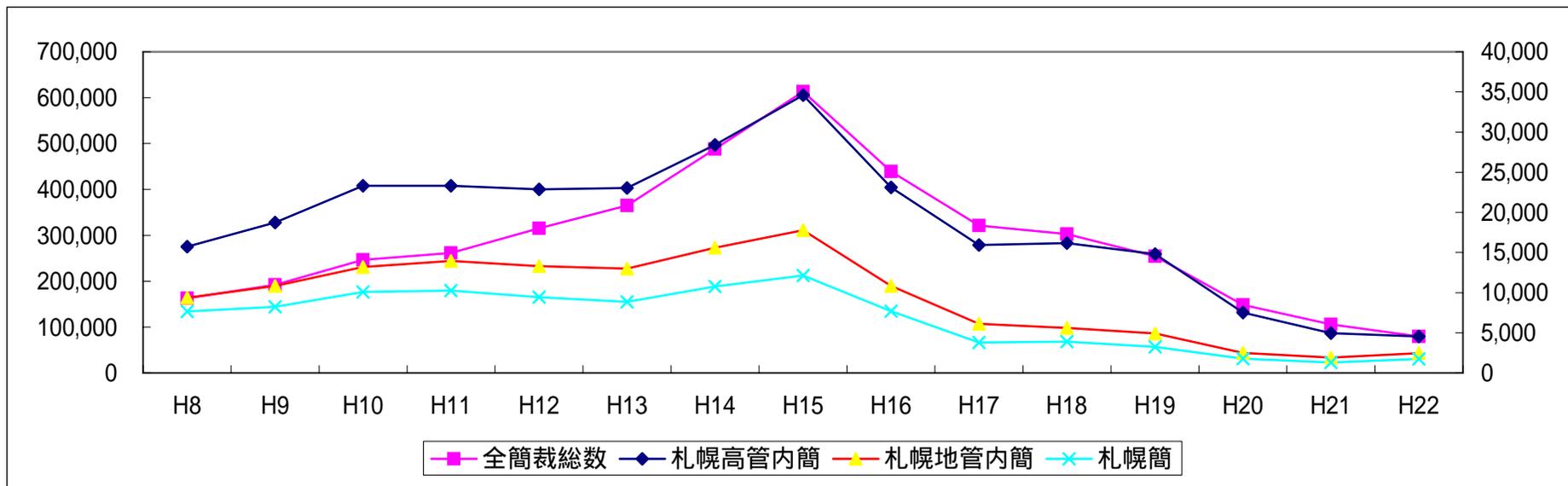
2 年齢別(内訳)

年齢	員数
50代	24
60代	94
70以上	17
合計	135

3 職業別(内訳)

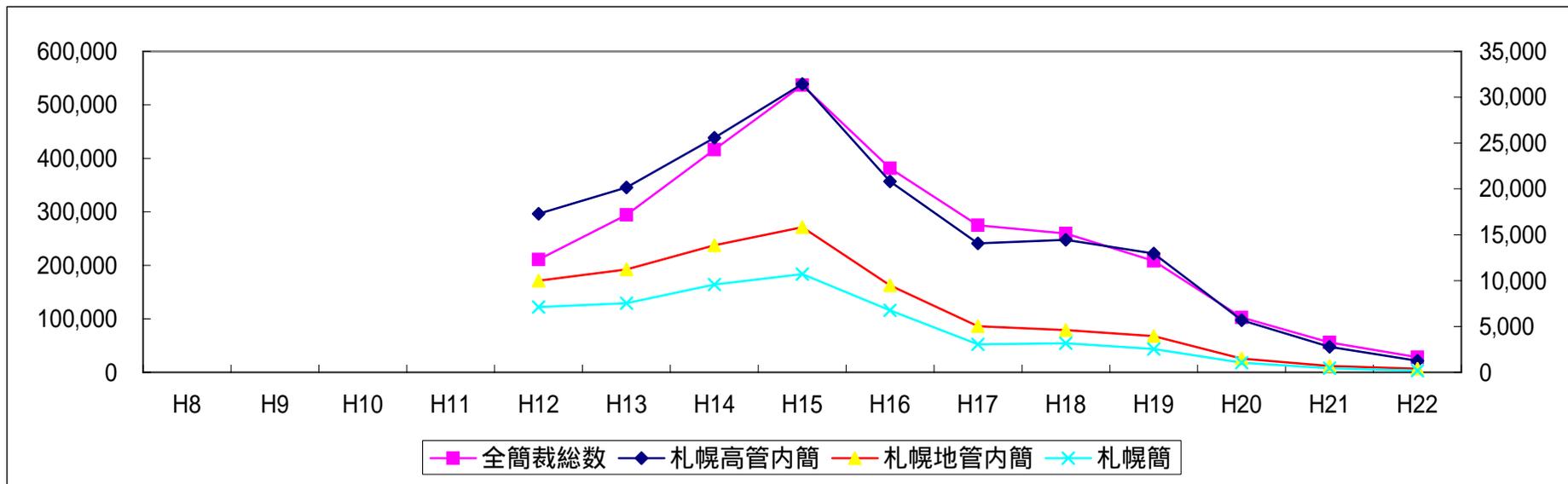
職業	員数
弁護士	21
医師	15
大学教授等	7
会社・団体の役員・理事	11
会社員・団体の職員	5
公認会計士・税理士・不動産鑑定士・土地家屋調査士等	27
その他	6
無職	43
合計	135

表1 民事調停事件の推移(新受件数)



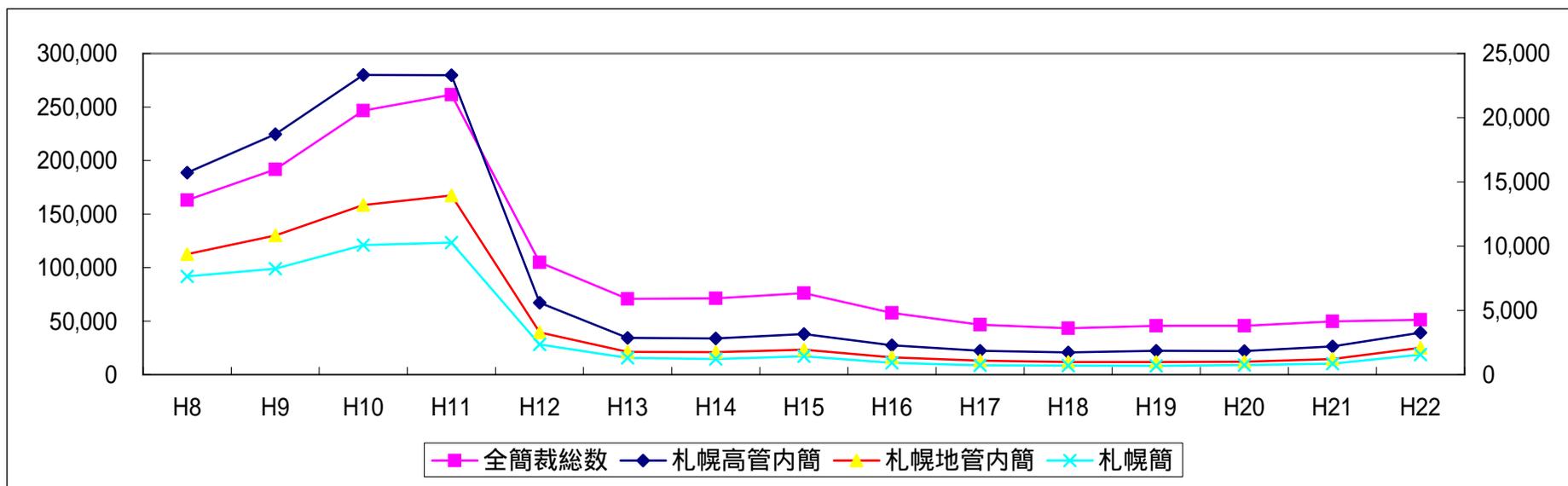
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全簡裁総数	162,994	191,773	246,702	261,443	315,577	365,204	487,943	613,260	439,173	321,383	302,528	254,013	148,242	105,637	79,535
札幌高裁管内簡裁	15,735	18,719	23,332	23,315	22,886	23,038	28,407	34,594	23,125	15,931	16,174	14,820	7,524	4,974	4,533
札幌地裁管内簡裁	9,383	10,826	13,201	13,944	13,288	12,978	15,605	17,766	10,830	6,118	5,607	4,927	2,494	1,920	2,470
札幌簡裁	7,653	8,253	10,085	10,272	9,452	8,843	10,777	12,131	7,697	3,784	3,884	3,236	1,783	1,300	1,734

表2 特定調停事件の推移(新受件数)



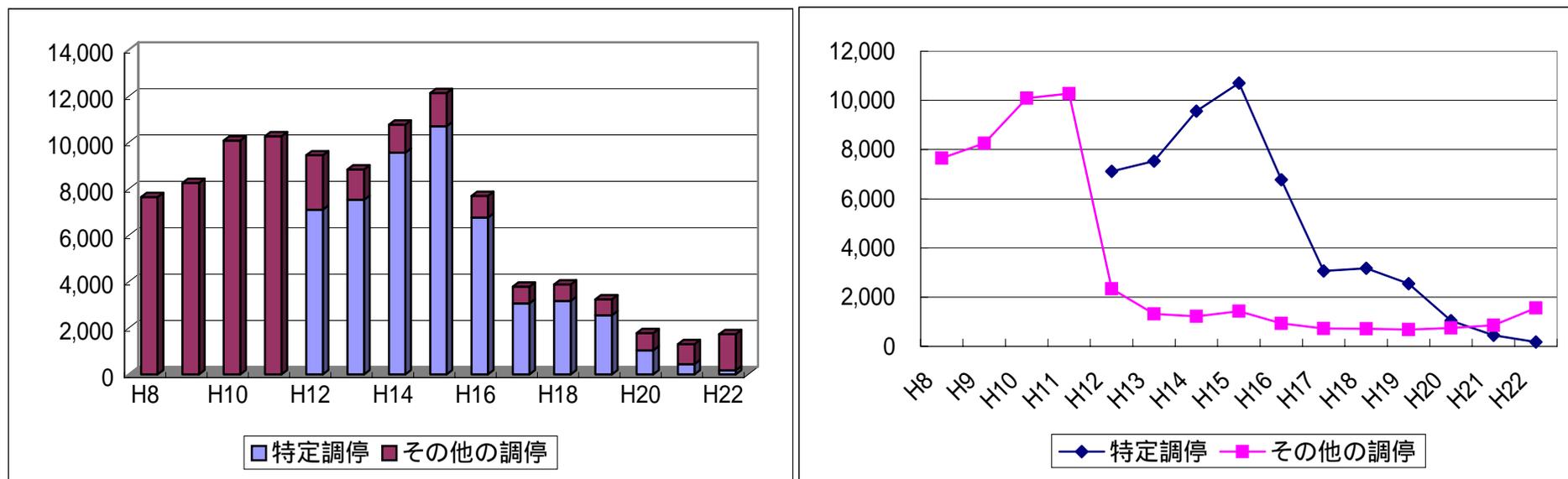
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全簡裁総数	0	0	0	0	210,785	294,426	416,642	537,015	381,433	274,771	259,267	208,310	102,643	55,904	28,213
札幌高裁管内簡裁	0	0	0	0	17,280	20,172	25,589	31,437	20,829	14,064	14,434	12,967	5,683	2,771	1,271
札幌地裁管内簡裁	0	0	0	0	9,987	11,206	13,852	15,818	9,488	5,036	3,940	3,940	1,486	694	384
札幌簡裁	0	0	0	0	7,110	7,530	9,559	10,701	6,769	3,063	3,173	2,551	1,041	447	173

表3 民事調停事件(特定調停事件を除く)の推移(新受件数)



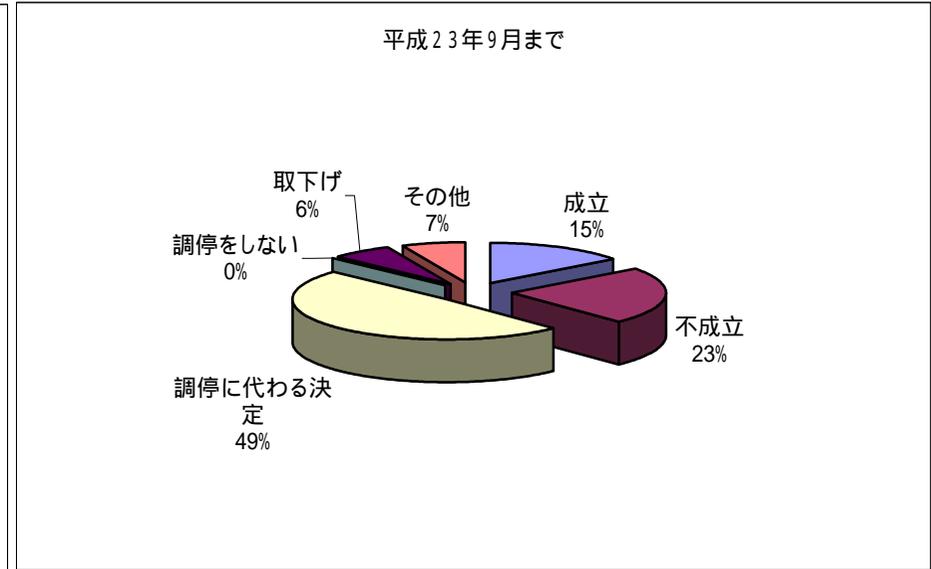
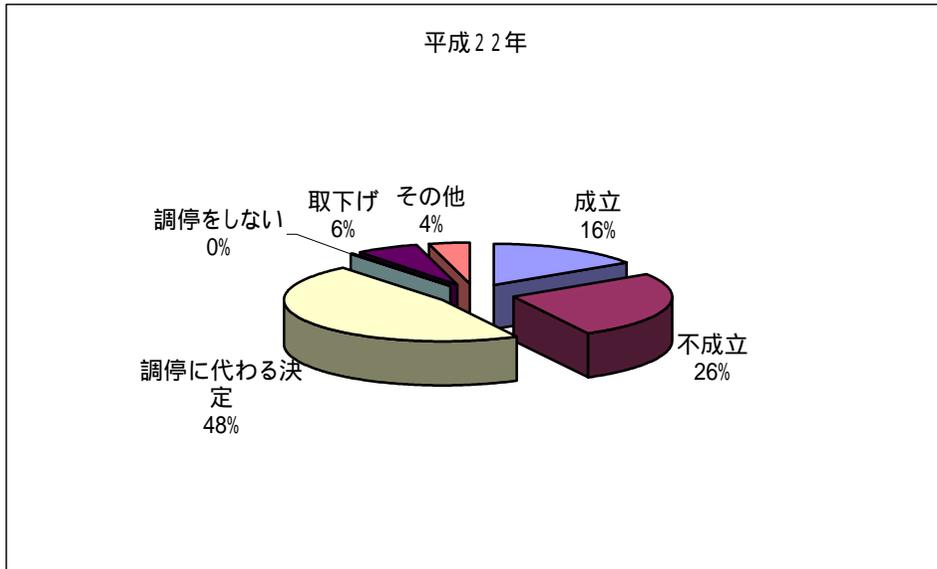
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全簡裁総数	162,994	191,773	246,702	261,443	104,792	70,778	71,301	76,245	57,740	46,612	43,261	45,703	45,599	49,733	51,322
札幌高裁管内簡裁	15,735	18,719	23,332	23,315	5,606	2,866	2,818	3,157	2,296	1,867	1,740	1,853	1,841	2,203	3,262
札幌地裁管内簡裁	9,383	10,826	13,201	13,944	3,301	1,772	1,753	1,948	1,342	1,082	988	987	1,008	1,226	2,086
札幌簡裁	7,653	8,253	10,085	10,272	2,342	1,313	1,218	1,430	928	721	711	685	742	853	1,561

表4 札幌簡裁における特定調停事件とその他の調停事件の推移(新受件数)



	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般調停	6,797	7,333	9,158	9,316	1,483	442	428	482	319	387	330	395	409	451	1,160
宅地建物調停	304	250	184	233	198	237	264	246	236	176	181	132	163	151	122
農事調停	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
商事調停	510	617	692	669	609	549	479	667	343	118	167	120	133	210	235
交通調停	39	46	48	54	50	82	47	34	30	39	33	38	34	39	44
公害等調停	3	7	3	0	2	3	0	1	0	1	0	0	3	0	0
特定調停	0	0	0	0	7,110	7,530	9,559	10,701	6,769	3,063	3,173	2,551	1,041	447	173

表5 既済事件の終局事由について(札幌簡裁)



平成22年

終局事由	成 立	不 成 立	調停に代わ る決定	調停をし ない	取下げ	その他
件 数	260	432	772	5	105	67
割 合	15.8%	26.3%	47.0%	0.3%	6.4%	4.1%

平成23年

終局事由	成 立	不 成 立	調停に代わ る決定	調停をし ない	取下げ	その他
件 数	180	277	597	2	76	82
割 合	14.8%	22.8%	49.2%	0.2%	6.3%	6.8%